

1 令和3年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画

(1) 実績評価方式による事後評価等

令和3年度は、18の施策のうち、

- ・ 基本目標3業績目標2
- ・ 基本目標4業績目標1、2及び3
- ・ 基本目標6業績目標1
- ・ 基本目標7業績目標1

の6つの施策について、令和2年度を評価期間とする評価を実施し、その他についてはモニタリングを実施。

(2) 事業評価方式による事後評価

令和3年度は、以下の4法令により新設又は改廃された規制（全12規制）について、令和2年度までを評価期間とする評価を実施。

○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）

①年少射撃資格者の年齢要件の緩和、②練習射撃場制度の拡充、③災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）

①特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設、②ダンスホール等に係る規制の廃止

○ 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）

①臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入、②臨時適性検査の対象拡大等、③準中型自動車免許の新設、④準中型自動車免許に係る再試験制度等の導入、⑤運転免許の仮停止の対象の拡大

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第338号）

①特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引の追加、②外国PEPsとの取引等の際の厳格な顧客管理の実施についての規定の整備

2 令和2年度実績評価書（案）

上記1(1)の6つの施策の評価結果については、基本目標3業績目標2を「◎：目標達成」、基本目標4業績目標1、2及び3並びに基本目標7業績目標1を「○：相当程度進展あり」、基本目標6業績目標1を「△：進展が大きくない」とすることとする。

3 規制の事後評価書（案）

上記1(2)の4法令により新設又は改廃された規制（全12規制）について評価を実施した結果については、いずれも妥当と判断することとする。

4 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）

実績評価方式による評価について、モニタリング対象施策を含め全18の業績目標に関し、業績指標を測定した事前分析表を作成することとする。

5 その他

- 7月7日に第38回警察庁政策評価研究会をウェブ会議方式により開催し、有識者からの意見を反映した。
- 今後、総務大臣への通知・送付、警察庁ウェブサイトでの公表等を予定。

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和3年8月26日 長 官 官 房

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について</p>	<p>令和3年8月26日 生活安全局</p>
<p>1 趣旨 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行に伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）等の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間 令和3年8月27日（金）から令和3年9月25日（土）まで（30日間）</p> <p>3 政令案の概要</p> <p>(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ クロスボウの所持が許可される「試験又は研究」について、政令で定めることとされているところ、他の製造に係るクロスボウの性能の試験又は複写等による研究であって、生産の合理化等に資するものである旨の国の関係行政機関等の証明を受けたものとする。 ○ 所持許可に係るクロスボウの「構造又は機能の基準」について、政令で定めることとされているところ、引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構又は発射する矢の方向を安定させる機構に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととする。 ○ クロスボウ講習会の講習課程修了者と「同等以上の知識を有する者」について、政令で定めることとされているところ、クロスボウ射撃指導員として指定されている者とする。 ○ その他政令で定めることとされている事項等について、所要の規定の整備を行う。 <p>(2) その他所要の規定の整備 都道府県において徴収するクロスボウの許可事務等に係る手数料の標準額について定める（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正）など、所要の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日 改正法の施行の日（公布の日（令和3年6月16日）から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日）</p>		

公安委員会 説明資料No. 4	関係行政機関の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令案に対する意見の募集について	令和3年8月26日 刑事局 生活安全局
--------------------	---	---------------------------

1 概要

- 下表左欄の規定に基づく立入検査等の際に都道府県の職員が携帯する身分証明書の様式について、下表中欄の規定に基づく既存様式に加え、統合様式(※)を用いることを可能とするための命令案(下表右欄)について、意見公募手続を実施するもの。
- 意見公募手続は、内閣官房兼内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームがとりまとめの上、同様の命令を策定する関係行政機関との連名によって実施。

立入検査等の根拠規定	既存様式の根拠規定	命令案
犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第16条第1項	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第33条第1項	犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する命令
中小企業等協同組合法第9条の7の5第1項において読み替えて準用する保険業法(平成7年法律105号)第305条第1項並びに中小企業等協同組合法第105条の4第2項及び第4項	中小企業等協同組合法施行規則(平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)第190条	中小企業等協同組合法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証票及び証明書の様式の特例に関する命令

(※) 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)等において規定される別記様式

2 今後の予定

意見公募手続：令和3年8月27日から同年9月27日まで
 施行期日：公布の日

1 総額		(3年度予算額)
(1) 一般会計	3,123億円	(3,235億円)
うち要望額	286億円	
うち交付税特会繰入	551億円	(530億円)
(2) 情報システム予算(内閣官房に計上)	137億円	(-)
(3) 東日本大震災復興特別会計	3億円	(3億円)
計	3,263億円	(3,238億円)

2 重点項目に係る要求額

(1) 一般会計		
第1 サイバー空間の脅威への対処	51億円	(22億円)
第2 テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処		
	123億円	(291億円)
第3 安全かつ快適な交通の確保	206億円	(204億円)
第4 客観証拠重視の捜査のための基盤整備	98億円	(91億円)
第5 組織犯罪対策の推進	27億円	(41億円)
第6 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進	31億円	(33億円)
第7 警察基盤の充実強化	414億円+事項要求	(382億円)
1 人的基盤の充実強化	8億円+事項要求	(9億円)
・ 国家公務員の増員	第1の計上分を含め174人+事項要求	
2 装備資機材・警察施設の整備充実	407億円	(374億円)
(2) 東日本大震災復興特別会計	3億円	(3億円)

3 組織改正

サイバー局の新設その他の組織改正を要求予定。

(別紙「令和4年度組織改正要求項目」のとおり)

令和2年改正道路交通法のうち、妨害運転罪の新設等に関する規定の施行後1年間（令和2年6月30日～令和3年6月30日）の状況は以下のとおり。

1 妨害運転に起因する人身事故の発生状況

- 妨害運転に起因する人身事故の発生件数は、23件。

うち、軽傷事故が21件、重傷事故が2件（うち1件では1人が30日以内に死亡）。

2 妨害運転罪の適用状況

- 妨害運転罪の適用件数は、100件。

内訳としては、急ブレーキ禁止違反(24件)が最多。次いで、進路変更禁止違反(20件)、車間距離保持義務違反及び安全運転義務違反(いずれも16件)の順。

- 「著しい交通の危険」を生じさせたと認めたものは、29件。

3 その他の法令による取締り状況

- 車間距離保持義務違反の取締件数は、11,510件（前年同期比▼3,208件）。うち、高速道路上は、10,030件（前年同期比▼3,247件）。

- いわゆる「あおり運転」行為に刑法を適用した件数は、16件（前年同期比▼26件）。暴行(13件)が最多。

- 危険運転致死傷罪（妨害運転）の適用件数は、30件（前年同期比▼11件）。うち、致死が4件、致傷が26件（期間中の事故は、致死の1件、致傷の18件で、11件は、令和2年6月29日以前の発生）。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 7</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年8月26日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【8月25日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～1,318,346人（死亡15,663人）</p> <p>(2) 世界における感染状況～212,705,986人（死亡4,439,334人）</p> <p>2 政府の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>(2) 緊急事態措置については、21都道府県（<u>北海道</u>、<u>宮城県</u>、<u>茨城県</u>、<u>栃木県</u>、<u>群馬県</u>、<u>埼玉県</u>、<u>千葉県</u>、<u>東京都</u>、<u>神奈川県</u>、<u>静岡県</u>、<u>岐阜県</u>、<u>愛知県</u>、<u>三重県</u>、<u>滋賀県</u>、<u>京都府</u>、<u>大阪府</u>、<u>兵庫県</u>、<u>岡山県</u>、<u>広島県</u>、<u>福岡県</u>及び<u>沖縄県</u>）とし、期間を9月12日までとする。</p> <p>※ 下線部の8道県は、8月27日からまん延防止等重点措置から移行</p> <p>まん延防止等重点措置については、12県（<u>福島県</u>、<u>山梨県</u>、<u>富山県</u>、<u>石川県</u>、<u>香川県</u>、<u>愛媛県</u>、<u>高知県</u>、<u>佐賀県</u>、<u>長崎県</u>、<u>熊本県</u>、<u>宮崎県</u>及び<u>鹿児島県</u>）とし、期間を9月12日までとする。</p> <p>※ 下線部の4県は、8月27日から新たに追加</p> <p>(3) 現在、160か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長10日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請。さらに、インド、パキスタン等7か国に滞在歴のある外国人の再入国は、当分の間、原則拒否。</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 警戒警備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港及び検疫所長が指定した待機施設における警戒警備 ○ 医療施設及び軽症者等宿泊療養施設における警戒警備 ○ ワクチン大規模接種センターにおける警戒警備 <p>(3) 繁華街等における制服警察官によるパトロール強化</p> <p>(4) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携</p> <p>(5) 感染防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスクの着用、対人距離の確保等の基本的な対策の徹底 ○ 警察職員を対象とするワクチン接種会場が自治体により設置される場合における、当該自治体との緊密な連携 		